

《三菱電機グループ保険》 新型コロナウイルス感染症に関する取扱い

新型コロナウイルスに関しまして、『三菱電機グループ保険』における主な保険金や引受保険会社のご相談窓口について、下記のとおりご案内いたします。

現在、『三菱電機グループ保険』にご加入されている皆様におかれましては、ご家族様の補償内容を含め、下記内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

また、『三菱電機グループ保険』にご加入されていない皆様におかれましても、ご自身・ご家族様がご契約されている各種保険の補償内容をご確認いただくことをお勧めいたします。

なお、『三菱電機グループ保険』に限らず、現在ご加入されている保険に関するご相談がございましたら、お気軽に弊社までご連絡ください。

記

1. 『三菱電機グループ保険』の補償（保障）内容

(1) 病気・ケガの保険（2020年10月13日時点の取扱い）〈引受保険会社：東京海上日動火災保険〉

① 疾病入院保険金（医療の補償）

新型コロナウイルスによる肺炎は疾病に該当するため、発病時期や入院開始時期等の条件を満たせば保険金の支払い対象となります。

■ 支払われる保険金 = 疾病入院保険金日額 × 入院日数^{※1}

- ▶ 新型コロナウイルスの検査により 陽性と判定されたか否かに関わらず、医師の指示により医療機関に入院*している場合は、疾病入院保険金のお支払い対象となります。
* 疾病を被った場合の入院に限り、検査のための入院は除きます。
- ▶ 感染拡大に伴う病床不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設（ホテル等の宿泊施設を含む施設）または自宅において入院と同等の療養をする場合も「入院」として疾病入院保険金の対象となります*。
* 医師の証明書等をご提出頂く場合に限りです。
- ▶ 新型コロナウイルスに感染した際の 治療費や入院費は公費負担となりますが、疾病入院保険金はお受け取りいただけますので、ご本人やご家族様の自宅待機や隔離措置などの諸費用に活用いただくこともできます。

※1：1回の入院については60日が限度となります。

② 退院後通院保険金（医療の補償）

疾病入院保険金を支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、通院する場合は保険金のお支払い対象となります。

■ 支払われる保険金 = 退院後通院保険金日額 × 通院日数^{※2}

※2：退院日の翌日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。
ただし、1回の入院後の通院については90日が限度となります。

③ 引受保険会社のご相談窓口

「病気・ケガの保険」にご加入の方は、付帯サービスの「メディカルアシスト」で新型コロナウイルス感染症に関するご相談も可能です。

■ 「メディカルアシスト」受付電話番号 **0120 - 708 - 110** (24時間・365日^{※3})

※3：新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、受付体制が変更となる場合がございます。

(2) いのちの保険（死亡保険金）〈引受保険会社：明治安田生命保険相互会社（事務幹事）〉

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、疾病による死亡保険金の対象となります。

2. お問い合わせ先

補償（保障）内容のご相談、保険金のご請求、手続き方法等については、最寄りの三菱電機保険サービスへ電話・メール等でご連絡ください。

■ 最寄りの営業所は [こちら](#)

■ WEB からのご相談・お問い合わせは [こちら](#)

以上